

(目的)

第1条 この要綱は、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日付け国住市第350号）及び呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号、以下「規則」という。）に基づき、危険建物の除却等を行う者に対し、予算の範囲内において危険建物除却促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、危険建物の除却等を推進し、危険建物の倒壊等による事故を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

- 2 危険建物 倒壊や外装材等の落下の危険性があり、倒壊等が起こった場合に近隣及び道路等に重大な損害を及ぼすおそれがある建築物（呉市内に存する建築物で、延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものに限る。）で第3条第4項の規定による認定を受けたものをいう。
- 3 無接道敷地 次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 道路から敷地に至るまでの道の最小幅員が1.8メートル未満の敷地
 - (2) 道と敷地の接する長さが1.8メートル未満の敷地
- 4 敷地 危険建物の存する土地をいう。
- 5 事業 危険建物の除却工事（次の各号に掲げるものを除く。）及び当該工事後の敷地における災害防止対策をいう。
 - (1) 危険建物に附属する地下埋設物（危険建物の基礎を除く。）の除却工事
 - (2) 公共事業による移転、建替えその他の補償の対象となっている建築物の除却工事
- 6 災害防止対策 次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 敷地が崖上等にある場合の浸水防止措置等の崖の崩壊防止措置
 - (2) 敷地が崖上等にない場合の敷地外への土砂等の流出防止措置
- 7 解体業者 建築工事業、土木工事業若しくは解体工事業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号）による許可をいう。）を受けている者又は解体工事業の登録（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）による登録をいう。）をしている者で市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有するものをいう。

(危険建物の認定)

第3条 危険建物の認定を受けることができる者（以下「認定対象者」という。）は、次の各号に掲げる者（建設業又は不動産業を営む法人その他これらに類する法人を除く。）のいずれかとする。

- (1) 認定を受ける建築物（以下「認定対象建築物」という。）の所有者（法律上、現に建築物の所有権を有している者をいい、法定相続人を含む。以下同じ。）
 - (2) 認定対象建築物の存する敷地の所有者（法定相続人を含み、建物所有者同意書（様式第1号）の取得により当該認定対象建築物の所有者の同意を得た者に限る。）
- 2 危険建物の認定を受けようとする認定対象者は、次の各号に掲げる書類を、市長に提

出しなければならない。

- (1) 危険建物認定申請書（様式第 2 号）
- (2) 認定対象建築物の位置図（付近見取図）
- (3) 認定対象建築物の平面図又は外観写真
- (4) 建物除去後における災害防止対策の概要説明書（認定申請時用）（様式第 2 号の 2）
- (5) 認定を受けようとする建物及び当該敷地の全部事項証明書（建物が未登記の場合は、名寄帳の写しを提出すること。）

3 認定対象者は、委任状（様式第 3 号）の提出により、前項の規定による申請に係る事務その他これに関連した届出等の事務に関する手続を他の者に委任することができる。

4 市長は、第 2 項の規定による申請があった場合、これを審査し、認定対象建築物が次の各号の全てに該当すると認めたときは、認定対象建築物が無接道敷地に立地しているか否かをあわせて判定し、当該認定対象建築物を危険建物と認定する。また、当該申請者に対し、危険建物認定通知書（様式第 4 号）によりその旨を通知するものとする。

(1) 別表第 1、別表第 2 又は別表第 3 の住宅の不良度判定基準に掲げる評定項目の評点の合計が 100 以上となる建築物

(2) 別表第 4 の周辺への危険度判定に掲げる項目のいずれかに該当する建築物

5 市長は、当該認定対象建築物が第 4 項に該当しないと認められるときは、当該認定を行わないことを決定し、当該申請者に対し、危険建物不認定通知書（様式第 4 号の 2）により、その旨を通知する。

6 第 2 項の規定による申請を行った者が、第 4 項の規定による認定又は前項の規定による認定をしない旨の決定を市長が行う前に、自らの事情又は都合により当該申請の取下げをしようとする場合は、危険建物認定申請取下げ申出書（様式第 4 号の 3）を市長に提出しなければならない。

7 第 4 項の規定による危険建物の認定通知を受けた者が、自らの事情又は都合により、その後における第 6 条の規定による補助金の交付申請を行わない意思を有する場合は、危険建物の認定から 30 日以内又は当該認定通知を受けた年度の 10 月末日（土・日・祝日の場合は、直前の開庁日。）までに、補助金交付申請を行わない旨の申出書（様式第 4 号の 4）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付対象）

第 4 条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者（建設業又は不動産業を営む法人その他これらに類する法人を除く。）とする。

(1) 危険建物の所有者又は危険建物が立地する敷地の所有者（建物所有者同意書（様式第 1 号）の取得により当該危険建物の所有者の同意を得た者に限る。）

(2) 本市の市税を滞納していないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 19 条第 3 項の規定による公表が行われている暴力団員等であると認められる者でないこと。

2 補助金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、交付対象者が実

施する事業で解体業者が施工するものとする。

- 3 補助金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象者が解体業者に支払う交付対象事業に係る請負代金とする。ただし、次の各号に掲げる費用を除く。

- (1) 家財道具等の動産処分に要する費用
 - (2) 事業以外の工作物設置等の工事に要する費用
 - (3) 事業に要さない事務経費等の費用
- （補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号の内、いずれか低い額（1, 000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、危険建物が無接道敷地に立地する場合は、第1号の額とする。

- (1) 交付対象経費に10分の3を乗じた額
- (2) 国土交通省の定める住宅局所管事業に係る標準建設費等により算出した除却工事費に10分の8を乗じた額

- 2 前項の規定による補助金の上限額は、1棟につき30万円（危険建物が無接道敷地に立地する場合は50万円）とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、次の各号に掲げる書類を、危険建物の認定から30日以内又は当該認定通知を受けた年度の10月末日（土・日・祝日の場合は、直前の開庁日。）までに市長に提出しなければならない。市長は補助金の交付が予定件数に達しない場合は、当該期限を越えた場合でも、申請を受理することができる。

- (1) 補助金交付申請書（様式第5号）
 - (2) 事業実施計画書（様式第6号）
 - (3) 建物所有者同意書（交付対象者が、建物所有者ではない土地所有者の場合に限る。）
 - (4) 土地所有者（管理者）同意書（様式第6号の2）（交付対象者が、土地所有者ではない建物所有者の場合に限る。敷地の所有者（相続関係人を含む。）が弁護士による調査をもってしても不明である場合、その調査報告書を添付すること。）
 - (5) 交付対象事業に係る解体業者の工事見積書（内訳の記載されたもの。）
 - (6) 交付対象事業を施工する解体業者の建設業の許可書の写し又は解体工事業の登録証の写し
 - (7) 災害防止対策図又は建物除去後における災害防止対策計画書（交付申請時用）（様式第6号の3）
 - (8) 疑義解決確約書（様式第6号の4）（該当する場合に限る。）
 - (9) 申請者の本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し
 - (10) 相続関係人が申請する場合においては、登記名義人の死亡および申請者との関係が証明できる書類（住民票、戸籍の全部事項証明書、認証文付き法定相続情報一覧図の写し等）
- 2 交付対象者は、事業に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税等のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控

除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額に、交付対象経費の消費税等相当額に対する補助額の消費税等相当額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。また、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでなく、事業に要する消費税等相当額を交付対象経費に算入して申請する場合は、当該事業に係る消費税仕入控除税額が確定した時点で市長へ報告しなければならない。

- 3 交付対象者が前項の規定による申請に係る事務を他の者に委任する場合の手続については、第 3 条第 3 項の規定を準用する。この場合において、「認定対象者」とあるのは、「交付対象者」と読み替えるものとする。

（補助金の交付決定）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があった場合、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し、補助金交付決定通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定に、必要な条件を付することができる。

（変更等の承認）

第 8 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「事業者」という。）は、補助金交付決定通知書を受けた後において、当該交付対象事業の変更、休止、中止又は廃止をしようとするときは、変更等承認申請書（様式第 8 号）を遅滞なく市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合、これを審査し、適当と認めたときは、当該交付対象事業の変更等を承認し、事業者に対し、変更等承認通知書（様式第 9 号）により通知するものとする。

（事業着手前届）

第 9 条 事業者は、事業に着手しようとするときは、当該着手の前にあらかじめ、事業着手前届（様式第 10 号）に次の各号に掲げる書類のいずれかを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 請負契約書の写し
- (2) 注文書及び注文請書の写し

（事業完了届）

第 10 条 事業者は、事業が完了したときは、当該事業が完了した日から 40 日又は当該年度の 2 月末日（土・日・祝日の場合は、直前の開庁日。）までに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了届（様式第 11 号）
- (2) 事業実績報告書（様式第 12 号）（工事写真（着手前、完了）、収集・運搬業者及び処分場の許可証の写しを添付すること。）
- (3) 解体除却工事請負代金の領収書等の写し（事業着手後に金額の変更があった場合には、内訳及び変更契約書の写しを添付すること。）
- (4) 交付対象事業に係る廃棄物に関する処分証明書の写し

(5) 災害防止対策後の土地に関する維持管理誓約書（様式第 12 号の 2）

（補助金の額の確定）

第 11 条 市長は、前条の事業完了届の提出があった場合、これを審査し、及び現地調査を行い、当該交付対象事業の成果が交付決定の内容及び交付条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に対し、補助金交付額確定通知書（様式第 13 号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第 12 条 事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（様式第 14 号）により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

（補助金の返還）

第 13 条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、若しくは交付金額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 第 7 条第 2 項の条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により、当該決定又は確定を受けたとき。

(4) 補助金の額の決定又は確定後、事業に係る消費税仕入控除税額が発生し、これに伴い交付対象経費の額が減額となり、かつ、第 5 条の規定により算定された補助金の額が既に交付を受けた補助金の額を下回るとき。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 21 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 18 日から実施する。

付 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

（経過措置）

2 平成 28 年 6 月 1 日において、現に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定による広島県知事等のとび・土工工事業の許可を受けている者で、市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有するものについては、当該広島県知事等の解体工事業の許可を得ていない場合であっても、この要綱の実施の日から平成 31 年 5 月 31 日までの間に限り、この要綱による改正後の呉市危険建物除却促進事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という）第 2 条第 5 項に規定する「解体業者」とみなして同項の規定を適用する。

3 前項の規定により同項に規定する期間に限り解体業者とみなされ、新要綱第 2 条第 5 項の規定の適用を受ける者と危険建物の除却工事に係る請負契約を締結の上、当該者に

交付対象事業（新要綱第4条第2項に規定する事業をいう。）を施行させる交付対象者（新要綱第4条第1項に規定する者をいう。）が、新要綱第6条第1項の規定により補助金の交付申請をする場合においては、当該補助金交付申請書に添えて提出しなければならない同項第6号の解体業者の建設業の許可書の写しとして、解体工事業の許可書の写しに代え、とび・土工工事業の許可の写しを提出することにより、当該必要書類の提出がされたものとみなすことができる。

付 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成29年11月22日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の呉市危険建物除却促進事業補助金交付要綱別記様式第10号及び別記様式第11号の規定にかかわらず、この要綱の実施の日から平成30年3月16日までの間においては、この要綱による改正前の呉市危険建物除却促進事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）別記様式第10号に定める事業着手届又は旧要綱別記様式第11号に定める事業完了届の各様式を用いて、それぞれの届出を行うことができるものとする。

付 則

この要綱は、令和3年4月2日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。